

日本国環境省とインド共和国環境・森林・気候変動省 との間の環境協力分野での協力覚書(仮訳)

日本国環境省及びインド共和国環境・森林・気候変動省（以下、個別には「当事者」、両者を合わせて「両当事者」という。）は、

環境に対する共通の懸念、また現世代及び将来の世代の福祉のための環境保全に対する共通の関心を考慮し、

環境を保護及び保全するための効果的な対策の必要性を認識し、

持続可能な開発を強化するための両当事者間の協力の重要性を認識し、

環境の保護及び保全のため、両当事者間の緊密な協力を促進することを望み、

パリ協定ならびに持続可能な開発目標（SDGs）を含む多国間環境協定の迅速かつ成功裏の実施のための行動の重要性を再確認し、

両当事者の国事情が異なることを認識し、

以下の協力に達した。

第 I 項 目的

本協力覚書（以下「本覚書」という）の目的は、平等性、相互依存、相互利益に基づき、環境分野において両国間の一層の協力を促進することにある。

第 II 条 協力分野

協力活動は、下記に掲げる環境保護及び改善に関して相互に確認された分野から決定される。

- a) 汚染管理（大気、土壌、水）
- b) 化学物質処理
- c) 廃棄物管理（持続可能な都市を通じた固形廃棄物統合的管理を含む）及び有害物質管理
- d) 沿岸・海洋生態系
- e) 環境技術
- f) 気候変動（炭素市場等パリ協定第 6 条に関連する事項は除く）
- g) 生物多様性条約の目的と整合した生物多様性の保全及び持続可能な利用（その他の効果的な地域ベースの保全措置（OECMs）を含む）
- h) 廃水管理
- i) その他、相互に合意した環境保護に関連する分野

両当事者は利用可能な資源に基づき、また国内法及び両国が締約国である国際協定の義務に従い、上記に概説された活動を実施する。

第 III 項 協力の形態

本覚書に基づく両国間の協力、情報交換、知識共有及び継続的連携は以下の方法により実施される。

- a) 上級事務レベルでの定期的な対話
- b) 専門家・学者の相互訪問
- c) 専門家、科学者、政府及び民間機関を招いた共同セミナー、ワークショップ及び会議の開催
- d) 能力構築
- e) オンラインフォーラム、その他のネット上のツール
- f) 共同プロジェクトの実施
- g) その他相互に合意した協力形態

第 IV 項 知的財産権

本覚書に基づく協力から生じる知的財産権について、自国の国内法や規制及び両国が締約国である国際協定に合致した適切な保護を確保する。

本覚書に基づく協力活動から生じる知的財産権の公平な配分を確保するよう努める。出版物、文書及び・又は論文における両当事者の名称、ロゴ及び／又は公式エンブレムの使用には、両当事者の事前の許可が必要である。両当事者は、本覚書に基づき実施された発明／活動によって生じた知的財産権から生じる権利及び義務を、相手方の同意なしに第三者に譲渡してはならない。

当事者の事前の書面による同意なしに両当事者が機密と指定した情報および文書を目的以外に使用しないものとする。両当事者は、本覚書および機密情報の開示が当事者の知的財産権に関して受領者にいかなるライセンス、権益または権利も付与または暗示するものではないことを確認する。本覚書の事項に基づき交換される科学者または技術者によって発見あるいは考案された口頭、書面その他の未公開情報、両当事者が書面で別途合意した場合を除き、第三者に提供されない。

第Ⅴ項 日印環境共同ワーキンググループ

本覚書の調整及び実施のため、日印環境共同作業部会（以下「ワーキンググループ」という）を設置する。

ワーキンググループは、両当事者が決定する頻度で招集される。ワーキンググループの構成及び手続は両当事者が相互に決定する。本覚書の実施に起因する自らの費用及び経費をそれぞれ負担する。

優先分野に関する日印ハイレベル環境政策対話を定期的に行い、両当事者が優先分野の政策に関する連携強化と関連経験の共有に向けて協働を継続することを確保する。これらの政策対話に適用される条件は、両当事者間の協議及び文書を通じて策定される。

第Ⅵ項 フォーカルポイント

本覚書に基づく活動の効果的な運営を確保するため、両当事者はフォーカルポイントを任命する。フォーカルポイントは本覚書に関する全ての事項において代表として行動する。日本の環境省については国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室がフォーカルポイントとなる。インド共和国の環境・森林・気候変動省については、国際協力局がフォーカルポイントとなる。本覚書に基づく活動は、5年間を期間として策定される行動計画に基づき実施される。

第Ⅶ項 機密性

1. 本覚書に基づく活動実施期間中において一方の当事者から受領または提供された文書、情報その他のデータの機密性及び秘密性を遵守する。
2. 本項は、各国の現行の法令や規定を妨げるものではない。
3. 本覚書に基づき、一方の国から受領した機密情報を、もう一方の国の事前の書面による同意なしに開示してはならない。
4. 本覚書に基づき交換される、両当事者が機密と指定したすべての情報及び文書は、両当事者により機密が保持され、各当事者が指定する条件に従って使用されるものとする。
5. すべての機密情報は、開示した当事者の独占的財産とされる。

第Ⅷ項 問題の解決

本覚書の解釈、実施または適用に起因する問題は、両当事者の間の交渉および協議により友好的に解決されるものとする。

第Ⅸ条 変更

本覚書は、両当事者の書面による相互の合意により変更することができる。

第 X 条 発効、存続期間及び終了

本覚書に基づく協力は、両当事者が署名した日に発効し、5 年間有効とする。また、両当事者の書面による相互合意により決定される同様の期間、延長することができる。

いずれの当事者も、本覚書に基づく協力を終了させたい場合は、終了予定日の 6 ヶ月前までに一方の当事者に対し書面による終了通知を交付することにより終了させることができる。協力終了の日までに完了していない本覚書に基づき策定された契約/プロジェクトの完了に影響を及ぼさない。ただし、両当事者が別途合意した場合を除く。

2025 年 8 月 28 日、東京にて英語による原本 2 通で署名された。

日本国環境省

インド共和国環境・森林・気候変動省

浅尾 慶一郎
環境大臣

シビ・ジョージ
駐日インド大使